

平成29年2月24日

都市機能・新庁舎建設特別委員会の審査報告

(平成29年2月1日開催)

都市機能・新庁舎特別委員長
宇田川好秀

報告事項1 「中核市移行に向けた取組み状況について」

中核市移行に伴う県から提示された移譲事務について、平成28年8月時点の2,143事務から追加等があり、平成29年1月末時点で2,203事務となったが、財政影響額に変更は生じないとのこと。

県と協議中であった法定外移譲事務は、民生行政分野4事務及び、保健衛生行政分野2事務の計6事務を、当面、市が実施することとし、民生行政分野2事務及び、保健衛生行政分野22事務の計24事務を、県が中核市移行後も引き続き実施することで合意に至ったとのこと。

中核市移行後の組織編制について、名称は現時点で仮称であるが、福祉部に、社会福祉施設の監査の事務を行う「福祉監査課」を新設し、健康増進部を、6課1検査所からなる保健所を含む「保健部」として再編し、環境部に、産業廃棄物処理施設等の設置許可や立入検査等の事務を行う「産業廃棄物指導課」を設置する予定であるとのこと。

中核市移行に向けた職員の増員は、平成28年度から計画的に採用を行なっているところであり、30年度までに、医師、獣医師、薬剤師等の専門職60名及び、事務職35名の計95名の増員を予定しており、また、平成29年度の職員派遣研修は、現在、実施している者も含め、埼玉県に40名、さいたま市に2名の計42名を予定しているとのこと。

今後は、本定例会に「中核市指定の申出」に関する議案を上程する予定であり、可決された場合には、平成29年4月に県へ同意の申し入れを行い、その後、県から市へ同意書が交付された後に、市から国に「中核市指定の申出」を行うなどを経て、平成30年4月に「中核市移行」並びに「市保健所開設」を予定しているとのこと。

市民への周知啓発については、平成28年8月に実施した市民意識調査において、中核市移行に関する認知度調査を行なったところ、「知っている」及び「聞いたことがあるが、詳細については知らない」との回答が37パーセントであったため、認知度向上に向け、市民への広報啓発活動に取り組んでいくとのこと。

次に、(仮称)川口市動物管理施設について、平成28年10月に実施設計を発注し、犬舎、猫舎、処置室等の各部屋の配置及び設計を進めているとのこと。

以上のような説明に対して、まず、県との協議の結果、当面、市で実施することとした法定外移譲事務の受入れ理由について問われ、これに対して、市民サービスの向上という中核市移行の目的に鑑み、県内で本市の市民だけがサービスを受けられないということにならないようにするため、財政状況、市民ニーズの変化、他市の状況を見ながら本市が実施していくこととしたとのこと。

また、保健所における管理職の専門職採用について問われ、これに対して、保健所長として医師1名、単独の副所長として、感染症や食中毒等に関する事務を行う医師を1名、犬及び猫の収容等に関する事務を行う「生活衛生課」の課長を兼務する副所長として獣医師1名の配置を想定しているとのこと。

さらに、動物管理施設における犬及び猫の収容数について問われ、これに対して、施設は、獣医師の意見を参考にしたうえで実施設計を行なっており、犬は、犬舎2つ及び観察室内に計10頭、猫は、猫舎3つ及び子猫収容室内にゲージを用いて50匹程度の収容が可能であるとのこと。

このほか、中核市移行に関する市民の認知度向上への対応策について、災害時における動物管理施設での収容体制について等、質疑応答の後、本報告を終了。

報告事項2 「新庁舎建設に係る進捗状況について」

新庁舎建設地における容積率緩和のための都市計画変更手続きは、平成28年11月に開催された都市計画審議会の答申を受け、都市計画変更の決定を行ったとのこと。

また、新庁舎建設工事に伴う基本設計について、新庁舎は「地域力」「環境力」「防災力」の3点を柱とした「川口の『都市力』を高める庁舎」をコンセプトとし、1期棟が地下1階、地上9階建て、2期棟が地上6階建てで、市役所前通りへの圧迫感を軽減させる「ひな壇形状」であるとのこと。

庁舎は地震に強い免震構造を採用するとともに、1階部分には執務室を設けずピロティを中心とすることで、地震と水害に備えた設計になっているとのこと。

庁舎内には、吹抜空間である「シビック・キューポラ」を設けることにより、視覚と動線で各階をつなぎ、どのフロアにも行きやすい設計になっているとのこと。

また、各棟の2階部分に、災害時に防災広場としても活用できるペDESTリアンデッキと、デッキをつなぐ屋根付きの連絡通路を設置することで各棟への移動に配慮した設計になっているとのこと。

工期は、1期棟は平成30年1月に着工し、平成32年3月の完成を予定しており、2期棟は着工時期が未定であるため完了時期は特定できないが、単独の工期として、2期棟は24ヶ月、2期棟につながる駐車場棟は13ヶ月を想定しているとのこと。

基本設計完了段階の概算総事業費は、1期棟、2期棟合わせて約231億円であるが、国庫補助金等の見込みや、2期棟の実施設計までに精査する削減目標額等を差引くと、市負担額は約210億円から215億円になる見込みであるとのこと。

また、国において、新たに地方交付税措置の制度拡充がなされたことから、詳細決定まで国の動向に注視しつつ、地方交付税による支援の活用も含め、費用の最適化に向けて努めていくとのこと。

なお、平成28年6月より実施している旧市民会館の解体工事について、ホ

ール棟における基礎等の解体方法に変更が生じたことから約3ヶ月の工期延長が必要となり、完了時期は平成29年6月末になる見込みであるが、工期延長により、解体工事費及び新庁舎建設工事の工期に変更は生じないとのことでありました。

以上のような説明に対して、まず、概算事業費の内訳について問われ、これに対して、1期棟については、旧市民会館の解体工事費等を含み約121億円であり、2期棟については、約110億円を想定しているとのこと。

また、相談・待合スペースや来庁者用エレベーターホールの天井の一部に設置を計画している、木製ルーバーの目的及び効果について問われ、これに対して、国において、公共建築物等については、木材の利用促進の方針が出されていることから、埼玉県産木材を利用し、木材の温かみのある庁舎となるような設計にしたとのこと。

さらに、来庁者用エレベーターの想定利用者数について問われ、これに対して、最大値で1期棟は、183名、2期棟は225名の想定であるとのこと。

このほか、議会フロアの配置内容について、2期棟のキッズスペースの運用方法について等、質疑応答の後、本報告を終了。

なお、委員より、基本設計における来庁者用エレベーターの設置台数と比較するため、キューポ・ラ本館棟のエレベーター設置台数の根拠について及び、以前、調査したキューポ・ラ本館棟のエレベーター利用者数についての資料要求がなされ、委員会に諮りましたところ、委員全員に配付することが決定いたしましたことを付言します。

報告事項3 「川口市危機管理指針の制定について」

「川口市危機管理指針」は、本市における危機対応についての基本的な考え方を定め、体制の充実及び強化と、職員の危機管理意識の向上を目的に制定し、平成29年1月に施行したとのこと。

指針は、総則、危機管理体制、事前対策、応急対策、事後対策の5章で構成されており、総則では、対象となる危機を「川口市地域防災計画」や「国民保

護に関する川口市計画」の対象外の事態である、新型インフルエンザ等の感染症や環境汚染、行政に対する信頼を損なう事態等、幅広い事案を危機として定義しているとのこと。

危機管理体制においては、各部局及び課所室内に、危機管理責任者、危機管理主任者、危機管理担当者の3つの職を新たに置き、部局横断的な危機管理体制の強化に取り組むとのこと。

事前対策として、各部局は、想定される危機について危機管理マニュアルを作成し、必要に応じて関係部局と調整し、部局横断的なマニュアルを作成するほか、関係機関等との協力体制の整備や、市民等へ危機に関する情報提供や危機管理意識の啓発などを実施していくとのこと。

また、危機発生直後の応急対策として、情報の収集及び伝達を速やかに行い、被害を最小限に抑えるため、危機の状況及び応急対策の実施状況を踏まえながら、記者会見や資料提供等の広報活動等を行うとのこと。

さらに、事後対策として、復旧活動を推進するほか、危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行うとのこと。

以上のような説明に対して、まず、既に整備されている公共施設の避難計画の見直しについて問われ、これに対して、指針制定前に作られた避難計画については、本指針及び地域防災計画を参考に施設を所管する部局において、再度、見直しを実施していくとのこと。

また、各部局等に危機管理責任者等を置くことの効果について問われ、これに対して、危機管理責任者が、危機管理の総括として情報を一元化し、危機管理主任者が部局横断的な調整を行うことで、職員全体で危機への対応が可能になるとのことでありました。